

2025年11月14日

## 調査報告書

国連人権条約機関が採択した一般的意見及び勧告の法的権威と条約解釈上の意義について

米国ニューヨーク州弁護士  
池田クラリス茉莉

### 1. はじめに

本調査報告書は、国連人権条約機関が採択した一般的意見の法的性質、権威及び条約解釈上の意義を検討するものである。特に、自由権規約（ICCPR）に基づき設立された自由権規約委員会（HRC）の一般的意見に焦点を当てる。

本覚書は以下のように構成される。第2節では本調査報告書において参照した主な文献を示す。本第3節ではまず一般的意見の性質と機能を概説する。第4節では締約国が条約を誠実に履行する包括的義務（*pacta sunt servanda*）及びその一部としての条約機関との協力義務について論じる。第5節では一般的意見の法的意義と権威を検証し、その法的効果に関する法理論に焦点を当てる。第6節では、日本を含む国際裁判所及び国内裁判所が一般的意見の解釈的価値をどのように扱ってきたかを検討し、比較司法実務を概観する。最後に、第7節では、結論として、一般的意見が条約の解釈として極めて重大な重みを持つものであることを明らかにする。

### 2. 主な出典

- ヘレン・ケラー、リーナ・グローヴァー「[自由権規約委員会の一般的意見とその正当性](#)」(*General Comments of the Human Rights Committee and their legitimacy*)『国連人権条約機関、法と正当性』ケンブリッジ大学出版局、2012年5月5日；
- 欧州民主主義法委員会（ヴェネツィア委員会）、[国内法における国際人権条約の実施と裁判所の役割に関する報告書](#) (*Report on the Implementation of International Human Rights Treaties in Domestic Law and the Role of Courts*)、CDL-AD(2014)036、2014年12月8日；
- 国際法協会、[国連人権条約機関の判断の影響に関する最終報告書](#) (*Final Report on the Impact of Findings of the United Nations Human Rights Treaty Bodies*)、2004年：ベルリン；
- 金武真智子、「[国内裁判所における国連人権条約監視機関](#)」(*UN Human Rights Treaty Monitoring Bodies Before Domestic Courts*)、『国際・比較法季刊』第67巻第1号、ケンブリッジ大学出版局、2018年1月；
- 岩澤雄司「[国際人権基準の国内的影響：日本の経験](#)」(*The Domestic Impact of International Human Rights Standards: The Japanese Experience*)『国連人権条約監視の未来』ケンブリッジ大学出版局、2009年12月23日。

### 3. 一般的意見の性質と機能

自由権規約委員会は、ICCPR第28条に基づき、締約国による条約の実施状況を監視する条約機関として設置されている。<sup>1</sup>個人資格で職務を行う独立専門家で構成される同委員会は、定期的な国家報告書の審査、第一選択議定書に基づく個人通報の審議、条約の統一かつ効果的な実施を促進するための解釈指針として一般的意見の発出など、幅広い機能を果たしている。<sup>2</sup>

自由権規約委員会は条約規定の意味と範囲を明確化し、締約国が義務を履行するのを支援するため、一般的意見を採用する。自由権規約手続規則第76条<sup>3</sup>は、「委員会は、締約国が条約及びその任意議定書に基づく義務を履行するのを支援する目的で、条約またはその任意議定書の側面を扱う特定の主題に関する一般的意見を準備し採択することを決定することができる」と定める。また、委員会の内部規則である委員会の作業方法<sup>4</sup>は、「条約の条項の範囲と意味について疑義が生じないように条約を解釈することは、自由権規約委員会の重要な機能となっている。一般的意見は通常、締約国を対象としており、条約の締約国として国が負う義務の内容に関する委員会の見解を詳述するものである。」と定める。

実務上、一般的意見の予備草案は締約国及びその他の関係者に意見を求めるため回覧される。その後、委員会は正式採択前にさらなる修正を検討するため第二読会を実施し、採択後に締約国へ通知する。<sup>5</sup>

#### 4. 条約遵守の原則（「Pacta Sunt Servanda」）とICCPR義務の誠実な履行

ICCPR第2条は、本規約の締約国が負う法的義務の範囲を定義する。第1項は「いかなる差別もなく、自国の領域内にあり、かつその管轄権に服するすべての個人に対し、本規約で認められた権利を尊重し、保障する」という一般的義務を課す。第2項はさらに、「既存の立法その他の措置によって既に規定されていない場合には、各締約国は、本規約に認められた権利を効果的に保障するために必要な法律その他の措置を、その憲法上の手続及び本規約の規定に従って採るために必要な措置を講じることを約束する」と規定している。これらの規定は一体となり、権利侵害を差し控える消極的義務と、規約上の権利の完全な享受を確保するための積極的措置を講じる積極的義務の両方を確立している。

これらの義務は、条約法のより広範な枠組みの中で理解され実施されなければならない。その枠組みを支配する基礎原則は、国際法基本原則である「契約は遵守されなければならない

---

<sup>1</sup> 国連人権高等弁務官事務所、「ファクトシート第15号（改訂1）：市民的及び政治的権利：人権委員会」、2005年5月1日、<https://www.ohchr.org/en/publications/fact-sheets/fact-sheet-no-15-rev-1-civil-and-political-rights-human-rights-committee>、12頁、14頁。

<sup>2</sup> 国連人権高等弁務官事務所、「ファクトシート第15号（改訂1）：市民的及び政治的権利：人権委員会」、2005年5月1日、<https://www.ohchr.org/en/publications/fact-sheets/fact-sheet-no-15-rev-1-civil-and-political-rights-human-rights-committee>、14-15頁、24頁。

<sup>3</sup> 自由権規約委員会手続規則、CCPR/C/3/Rev.12、2021年1月4日、[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F3%2FRev.12&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F3%2FRev.12&Lang=en)

<sup>4</sup> 自由権規約委員会の作業方法、<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/ccpr/rules-procedure-and-working-methods>

<sup>5</sup> 手続規則第76条及び第77条。

い（pacta sunt servanda）」であり、これは国際連合基本法（国際連合憲章）第26条に規定されている。

日本が締約国である『条約法に関するウィーン条約（VCLT）』は、締約国に対し条約上の義務を誠実に履行することを要求している：「効力を有するすべての条約は、締約国を拘束し、誠実に履行されなければならない」。この原則は「条約法の基本原則」<sup>6</sup>として広く認められており、日本国憲法第98条第2項もこの基本原則を定めており「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定している。この規定の適用において、締約国は、誠実に規約上の義務を履行することが求められる。この原則の適用において、日本を含む締約国は、国際人権規約（ICCPR）に定められた義務を誠実に履行し、その規定が自国の国内法秩序において完全かつ効果的に実施されることを確保する義務を負う。

この原則に基づき、欧州評議会の憲法問題に関する諮問機関である欧州民主主義法委員会（ヴェネツィア委員会）は、2014年の「国内法における国際人権条約の実施と裁判所の役割に関する報告書」において、国際人権法の下では、締約国は批准した条約に定められた権利を完全に実現するために、利用可能なあらゆる手段を講じなければならないと強調した。国家は実施手段の選択において裁量権を有するが、この裁量は結果が国際的義務に完全に合致することを確保する義務によって制約される。日本のような単一主義法体系において、条約規定が自発的効力を有するか国内法に組み込まれている場合、委員会は条約義務の遵守を確保するための効果的な司法メカニズムが利用可能でなければならないと強調した。個人または集団は国内裁判所において条約に基づく権利を直接主張できなければならないが、裁判所は条約基準に照らした違反の申し立てを審査し、違反が認められた場合には適切な救済措置を提供できる権限を与えられなければならない。委員会は次のように説明している：

「国際人権法はさらに、各締約国に対し、条約で認められた権利を実現するために利用可能なあらゆる手段を用いる義務を定めている。国家は、結果がそれらの義務に適合する限り、国際法的義務を実施する方法と手段を自由に選択できる。（...）自己執行的性格を有する規定、または裁判対象となる国内法規定に転換された規定の場合、効果的な国内法上の救済とは、裁判所が条約基準に照らして申し立てられた違反を審査する権限を有することを条件に、個人または集団が裁判所に提訴する可能性を意味する。違反が認められた場合には、執行措置が規定されなければならない。」<sup>7</sup>

ICCPR及び自由権規約委員会に関連し、ヴェネツィア委員会はさらに、誠実の原則が二つの相関する義務を生じさせることを指摘した。「第一に、条約に存在する国際的義務を考慮に入れる義務、第二に、条約に基づき設置された自由権規約委員会と協力する義務である」

<sup>6</sup> 国際法委員会、『[条約法に関する草案及び解説](#)』、1966年、211頁。

<sup>7</sup> 欧州民主主義法委員会（ヴェネツィア委員会）、[国内法における国際人権条約の実施と裁判所の役割に関する報告書](#)、CDL-AD(2014)036、2014年12月8日、パラグラフ40

<sup>8</sup>。ここでいう協力義務とは、締約国が条約機関の示す見解を考慮し、<sup>9</sup>また、条約機関に対して情報提供を行う義務を指している。

この理解は、自由権規約委員会自身が『市民的及び政治的権利に関する国際規約の任意議定書に基づく締約国の義務に関する一般的意見第33号』において示した解釈と一致する。同委員会はこの一般的意見において「委員会の見解の性格は、さらに、締約国が負う義務によって決定される」と確認している。締約国は、委員会との協力義務に基づく手続への参加において誠実に行動すべきであり、この義務は、すべての条約上の義務の遵守に対する誠実の原則の適用から生じるものである。」<sup>10</sup> 委員会による個別の通信に関する見解に特に言及しているものの、委員会の論旨は、その一般的意見に対する誠実の考慮にも類推適用される。

これらの権威ある見解は、契約遵守の原則 (pacta sunt servanda) が締約国に対し、ICCPRに基づく義務を形式的に遵守するだけでなく、自由権規約委員会と誠実に協力し、効果的な国内実施と救済措置を通じて規約上の権利が完全に実現されることを確保することを要求していることを確認している。

## 5. 一般的意見の法的意義と権威

### 5.1. 法的権威に関する競合する法理論

自由権規約委員会の一般的意見の正確な法的地位は、国際法上未解決のままである。ヘレン・ケラー<sup>11</sup>とリーナ・グローバー<sup>12</sup> (以下「ケラーとグローバー」という。) は、自由権規約委員会の一般的意見とその正当性について論じている<sup>13</sup>が、その中で、一般的意見の法的地位については主に二つの理論が提唱されているとしている：「第一に、一般的意見自体がウィーン条約法条約 (1969年) 第31条3項bの目的における後続慣行を構成する、あるいは、それに対する締約国の黙示的承諾が後続慣行を構成するというものである。第二の理論は、一般的意見が『権威ある』条約解釈を含んでいるというものであり、この用語の定義は様々である」<sup>14</sup>。さらに第三のアプローチは、一般的意見をウィーン条約第32条に基づく許容される補足的解釈手段と見なすものである。

#### 後続慣行としての一般的意見

---

<sup>8</sup> 欧州民主主義法委員会 (ヴェネツィア委員会)、[国内法における国際人権条約の実施と裁判所の役割に関する報告書](#)、CDL-AD(2014)036、2014年12月8日、パラグラフ50

<sup>9</sup> 金武真智子、「人権機関と国内裁判所との協力」、2021年8月、マックスプランク・国際手続法百科事典、オックスフォード国際公法、パラグラフ16。

<sup>10</sup> 自由権規約委員会、[一般的意見第33号](#)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の任意議定書に基づく締約国の義務」、2009年6月25日、パラグラフ15。

<sup>11</sup> ヘレン・ケラー教授は著名な国際法専門家である。欧州人権裁判所及びボスニア・ヘルツェゴビナ憲法裁判所の元判事を経て、現在はチューリッヒ大学法学部教授を務める。

<sup>12</sup> リーナ・グローバー教授はザンクトガレン大学国際公法教授である。

<sup>13</sup> ヘレン・ケラー、リーナ・グローバー「[自由権規約委員会の一般的意見とその正当性](#)」、『国連人権条約機関、法と正当性』(ケンブリッジ大学出版局、2012年5月5日)

<sup>14</sup> ケラーとグローバー、128頁。

後続慣行理論の支持者は、自由権規約委員会の一般的意見がウィーン条約第31条3項(b)の意味における「条約の解釈に関する締約国の合意を確立する条約の適用における後続慣行」に該当し<sup>15</sup>、したがって「規約を解釈する際に考慮されなければならない」<sup>16</sup>と主張する。従来「国家が（…）後続慣行の生成主体と見なされてきた」一方で、この見解の支持者は「第31条3項(b)は人権監視機関の慣行も含むよう、より広く解釈される必要がある」と主張する<sup>17</sup>。

ケラーとグローバーは、この理論によれば、締約国が一般的意見の内容に異議を唱えない限り、一般的意見は後続慣行を構成し得ると説明している<sup>18</sup>。彼らが指摘したように、「締約国が一般的意見の内容に異議を唱えているかどうかを評価するには、この問題について結論を出す前に、締約国（その裁判所を含む）による各一般的意見の受容状況を詳細に分析する必要がある」<sup>19</sup>。

国際法協会（ILA）は、国連人権条約機関の所見の影響に関する最終報告書（2004年）において、この解釈を裏付ける事実を提示している：

「条約機関の一般的意見及び一般勧告は、採択後、通常は関係委員会の国連総会または経済社会理事会への年次報告書の形で、全ての締約国に配布される。締約国は、その段階で解釈の正当性について意見を表明する機会を有しており、条約に基づく報告書や委員会との協議においても同様の機会が与えられている。これらの報告書の審議過程において、一部の締約国は、自由権規約委員会が採択した一般的意見、例えば核兵器保有に関する生命権に関する一般的意見や留保に関する一般的意見に対して、時折異議を表明してきた。他の一般的意見や勧告に対しては同様の反応がほとんど見られないため、締約国がこれらの声明を黙認したことは、当該規定の解釈に関する締約国間の合意が成立したとみなすことができると主張できるだろう。実際、締約国は様々な個人申立手続に基づく条約機関への提出文書において、判例法や一般的意見・勧告を頻繁に引用しており、国際司法裁判所などの他の場でも同様の事例が見られる。こうした事例の大半は、当該資料の受容を示している。さらに、委員会は締約国に対し、一般コメント及び勧告で特定された事項について報告し、委員会から送付される問題点リストに記載された事項に回答するよう要請しており、締約国は通常これに応じている（少なくとも委員会のこうした要請に異議を唱えていない）。」<sup>20</sup>

<sup>15</sup> ウィーン条約法条約（VCLT）第31条の関連規定は以下の通りである：

第31条 解釈の一般原則。

1. 条約は、その文脈における条約の用語に与えられる通常の意味に従い、かつその目的及び趣旨に照らして、誠実に解釈されなければならない。

3. 文脈とともに、次の事項を考慮しなければならない：

(b) 条約の解釈に関する締約国間の合意を確立する、条約の適用におけるその後の慣行

<sup>16</sup> ケラーとグローバー、130-131頁。

<sup>17</sup> ケラーとグローバー、131頁。

<sup>18</sup> ケラーとグローバー、130-131頁。

<sup>19</sup> ケラーとグローバー、131頁。

<sup>20</sup> 国際法協会、[国連人権条約機関の判断の影響に関する最終報告書](#)、2004年、パラグラフ23。

### 権威ある解釈としての一般的意見

第二の法理的アプローチは、自由権規約委員会の一般的意見書を条約の「権威ある解釈」と見なすものである。国際法協会が指摘するように、「一般的意見書には条約の『権威ある』声明や解釈が含まれている」という表現も頻繁に聞かれる。<sup>21</sup>

ただし、この文脈における「権威ある」の意味は、いくつかの異なる方法で理解されてきた。一つの解釈は、自由権規約委員会自体の制度的権限に結び付け、「委員会メンバーが条約に定められた職務を遂行するために選出されており、そのために一般的意見を採用する必要があることを示唆している」と説明する<sup>22</sup>。この観点から、委員会の権威は、条約に基づく設置と、ICCPRの解釈及び遵守監視を行うために委員会を創設した締約国の同意に由来する。また、権威性は「委員会の委員の専門性から派生する」<sup>23</sup>や、「[委員会が]条約の解釈に従事する法律専門家で構成される解釈共同体の一員であるという事実から生じる」(27)<sup>24</sup>とも言われている。

### 解釈の補助的手段としての一般的意見

別のアプローチでは、自由権規約委員会の一般的意見は、VCLT第32条の意味における「解釈の補助手段」と見なされている。<sup>25</sup> 国際条約法条約第32条は、「第31条の適用により得られた意味を確認するため、または第31条による解釈が次のいずれかに該当する場合にその意味を確定するため、条約の予備作業及び締結の事情を含む補助的解釈手段に訴えることができる。それは、(a) 意味が曖昧または不明確となる場合、または (b) 明らかに不合理または非合理的結果をもたらす場合である。このアプローチによれば、一般的意見は第31条に基づく主要な解釈プロセスの一部を構成しないものの、一般的な解釈規則を適用した後も曖昧さや不確実性が残る場合などに援用することができる。

国内裁判所における国連人権条約監視機関の扱いについて、金武真智子は「ウィーン条約が国内法上の効力を有する一元主義の伝統を持つ国においては、第32条が拘束力のない文書（条約機関の判断を含む可能性がある）の使用を認める正式な法的根拠となり得る」と主張している<sup>26</sup>。彼女は、このアプローチが日本を含む国内実務に反映されていると指摘する。2004年の判決において、大阪地方裁判所は、「自由権規約委員会の一般的意見は、国際人権規約（ICCPR）を解釈する際に相当程度尊重されるべきであり、これはウィーン条約法条約第31条(3)(b)に基づく事後慣行、あるいは第32条に基づく補足的解釈手段に相当する」と判示した<sup>27</sup>。（日本の判例法に関する詳細な議論については後述を参照。）

<sup>21</sup> ILA、最終報告書（注13）、3頁。また、一般的意見第33号（2008年）（注9）、パラグラフ13も参照。同意見は委員会の見解を「権威ある決定」と位置付けている。

<sup>22</sup> ケラーとグローバー、132-133頁。

<sup>23</sup> ケラーとグローバー、132-133頁。

<sup>24</sup> ケラーとグローバー、132-133頁。

<sup>25</sup> ILA、最終報告書（注13）、パラグラフ20。

<sup>26</sup> 金武真智子、「[国内裁判所における国連人権条約監視機関](#)」、『国際・比較法季刊』第67巻第1号、ケンブリッジ大学出版局、2018年1月。

<sup>27</sup> 金武真智子、「[国内裁判所における国連人権条約監視機関](#)」、『国際・比較法季刊』第67巻第1号、ケンブリッジ大学出版局、2018年1月。

## 5.2. 一般的意見の法的拘束力に関する結論

自由権規約委員会の一般的意見はその正確な法的効力について合意は存在しないものの、それらは無視できない権威ある法解釈を構成する。各締約国は、一般国際法に基づく義務、より具体的には市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）に基づき、自らが保障することを約束した権利を尊重し確保する義務を負い続ける。この義務を履行するにあたり、各国は、条約の実施を監督する任務を負う条約機関が発行する解釈上の指針を十分に考慮しなければならない。

国際司法裁判所（ICJ）の現所長である岩雄祐治が『国際人権基準の国内的影響：日本の経験』で指摘するように、一般的意見は「条約の重要な解釈を含み、その解釈において相当な重みを持つ」<sup>28</sup>。この解釈的権威は、委員会の専門性だけでなく、ICCPR枠組み内におけるその独自の制度的位置からも生じている。岩澤は、解釈に関する紛争を国際司法裁判所（ICJ）に付託することを認める条項を含む他の人権条約（拷問等禁止条約、女性差別撤廃条約、またはすべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約など）とは異なり、ICCPRには同等のメカニズムが含まれていないと説明する。したがって、ICCPRの下では、自由権規約委員会は「条約の履行と監督を委ねられた唯一の機関」である<sup>29</sup>。岩澤は結論として、ICCPRの下では「委員会の一般的意見、意見、見解が条約解釈において極めて重要な重みを持つことがより一層明らかである」<sup>30</sup>と述べている。

## 6. 比較法的な司法受容と実務

### 6.1. 国際比較司法実務

国内及び国際裁判所は、人権規範の解釈及び適用において、自由権規約委員会の一般的意見と数多くの機会に連携してきた。学者が指摘するように、「ICCPRに関する自由権規約委員会の一般的意見に対する司法の関与の例は豊富にある」<sup>31</sup>。このことは、委員会の解釈上の指針の司法に対する影響力が増大していることを示している。

国際法協会（ILA）が2003年に実施した包括的調査<sup>32</sup>は、「条約機関の成果物は、憲法上及び法令上の人権保障の解釈、国内法の一部を構成する規定の解釈において、また国際法廷においても、多くの国内裁判所にとって関連性のある解釈上の情報源となっている」<sup>33</sup>と結論づけている。ILAは次のように指摘している。「ほとんどの裁判所は、締約国から条約に基づく機能を委任された専門家機関として、条約機関の解釈が関連する権利の意味や違反の有

<sup>28</sup> 岩澤雄司「国際人権基準の国内的影響：日本の経験」『国連人権条約監視の未来』ケンブリッジ大学出版局、2009年12月23日、258頁。

<sup>29</sup> 同上。

<sup>30</sup> 同上、pp. 258-259。

<sup>31</sup> 金武真智子、「[国内裁判所における国連人権条約監視機関](#)」、『国際・比較法季刊』第67巻第1号、ケンブリッジ大学出版局、2018年1月。

<sup>32</sup> 国際法協会、『国連人権条約機関の判断結果の影響に関する最終報告書』、2004年、パラグラフ80-94。国際法協会は、包括的な調査を実施しておらず、特定された資料が網羅的な選択ではないことを指摘している。

<sup>33</sup> 国際法協会、『国連人権条約機関の判断結果の影響に関する最終報告書』、2004年、パラグラフ175。

無を判断する際に相当な重みを与えられるに値することを認識している」<sup>34</sup>。司法が一般コメントを依拠するこの傾向は、幅広い法域で観察される。顕著な事例は恣意的拘禁の文脈で生じている。Millicent Awuor Omuya 対 Attorney General (2015) 事件において、ケニア高等裁判所は、ICCPR 第 9 条 1 項を解釈する際に、自由と身体の安全に関する一般的意見第 35 号を根拠とし<sup>35</sup>、医療費の未払いを理由とした医療施設における患者の拘留は、恣意的かつ憲法違反の自由の剥奪にあたると判断した。「身体の自由」の意味を定義するにあたり、裁判所は、この概念が「身体の拘束からの自由」を含むという委員会の解釈を採用した<sup>36</sup>。さらに裁判所は、ICCPRの締約国として、また憲法上の義務に則り、国家には全ての市民の自由及び移動の権利を保護する義務があると強調した。国家は市民からこの権利を剥奪してはならないだけでなく、他者による剥奪から市民を保護しなければならない。」<sup>37</sup>この結論を裏付けるため、裁判所は一般的意見第35号第7項を引用した。同項は締約国が「第三者による剥奪から個人の自由の権利を保護する」義務も負うことを確認している<sup>38</sup>。本判決は、国内裁判所が自由権規約委員会の解釈指針を国内憲法裁判に直接統合する手法を示している。

他の文脈においても、世界中の裁判所は同様に委員会の一般的意見を参照し、条約規定の明確化と適用を行っている：<sup>39</sup>

- バングラデシュ高等裁判所、バングラデシュ法律扶助事件（2010年）：一般的意見第7号（拷問の禁止）を援用し、拷問の禁止を体罰にまで拡大した。<sup>40</sup>
- 英国貴族院、A及びその他（第1号）（2004年）：外国籍テロ容疑者の拘禁及び許容される権利制限の範囲を評価するにあたり、一般的意見第15号及び第29号を参照した。<sup>41</sup>
- 英国貴族院、A及びその他対内務大臣（第2号）（2005年）：拷問禁止に関する一般的意見第20号を引用し、国家は単に拷問を行わないことに留まらず、積極的な措置を講じなければならないことを確認した。<sup>42</sup>
- レソト控訴裁判所、ツェペ対独立選挙委員会事件（2005年）：条約第26条の解釈において、非差別に関する一般的意見第18号を適用した。<sup>43</sup>
- ケニア高等裁判所、RM対検事総長事件（2006年）、及びスイス連邦最高裁判所（1996年4月10日判決）：平等及び非差別原則の解釈に一般的意見第18号を援用した。<sup>44</sup>

<sup>34</sup> 国際法協会、『国連人権条約機関の判断結果の影響に関する最終報告書』、2004年、パラグラフ175。

<sup>35</sup> ケニア高等裁判所、ミリセント・アウォール・オムヤ及びマーガレット・アニョソ・オリエレ対検事総長及びその他4名、請願第562号（2012年）、[判決](#)（2015年）。

<sup>36</sup> 同上、パラグラフ92。

<sup>37</sup> 同上、パラグラフ94。

<sup>38</sup> 同上、パラグラフ94。

<sup>39</sup> 金武真智子、『[国内裁判所における国連人権条約監視機関](#)』、『国際・比較法季刊』第67巻第1号、ケンブリッジ大学出版局、2018年1月。

<sup>40</sup> 同上

<sup>41</sup> 同上

<sup>42</sup> 同上

<sup>43</sup> 同上

<sup>44</sup> 同上

- スイス連邦最高裁判所、1996年4月10日判決：一般的意見第18号を根拠に、第2条、第14条及び第26条違反を認定した。<sup>45</sup>
- カナダ最高裁判所、Suresh v. Canada (2002年)：一般的意見第20号を援用した。<sup>46</sup>
- 連邦控訴裁判所、アルムレイ対カナダ事件 (2005年)：第7条に基づく非送還義務の解釈において一般的意見第20号を援用した。<sup>47</sup>
- ハーグ控訴裁判所、ムスタフィッチら対オランダ (スレブレニツァ損害賠償事件) (2011年)：ICCPRに基づく国家責任に関する画期的な判断を支持するため、一般的意見第31号を根拠とした。<sup>48</sup>

最後に、一部の法域ではさらに進んで、一般的意見を国内の解釈枠組みに組み込んでいる。ICCPRの規定を施行するオーストラリア首都特別地域の人権法2004は、「人権の解釈において、当該人権に関連する国際法及び国際裁判所・外国裁判所・国際裁判所の判決を考慮することができる」と明示している。<sup>49</sup> 同法は「国際法」を「国連人権条約監視機関の一般的意見及び見解を含む」と定義している。<sup>50</sup>

## 6.2. 日本の司法実務

日本の裁判所は、国内法の下で国際人権規約 (ICCPR) の規定を解釈する際に、複数の場面で自由権規約委員会の一般的意見に言及しており、主に、一般的意見を解釈の補的手段として用いるアプローチを用いている。

日本の複数の裁判所は、ICCPRの解釈において自由権規約委員会の一般的意見の関連性と解釈上の価値を明示的に認めている：

- 大阪高裁平成6年10月28日判決<sup>51</sup>：在留外国人に対して法律で義務付けられている指紋採取を拒否したとして韓国人が逮捕された事件について、裁判所は委員会の一般的意見その他の成果物を「解釈の補的手段」とみなすことができるとの見解を示した。裁判所は自由権規約委員会の一般的意見第15号、第18号及び第20号、並びに選択議定書に基づく決定を明示的に言及したが、最終的には日本における居住外国人の強制的な指紋採取がICCPR第7条及び第26条に違反しないとの判断を示した。
- 徳島地方裁判所、平成10年7月21日判決：裁判所は、ICCPRの解釈は、「国際連合の各機関が定めた一般的意見 (ゼネラルコメント) や、被拘禁者処遇最低基準規則、被拘禁者保護原則の趣旨に、できるかぎり適合するようになされることが望ましい」と判示した。<sup>52</sup>

<sup>45</sup> 同上

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> 同上

<sup>48</sup> ケラーとグローバー、脚注13。

<sup>49</sup> 2004年人権法 (ACT)、第31条。

<sup>50</sup> 2004年人権法 (ACT)、用語集 (「国際法」の定義、(b)項)。

<sup>51</sup> 大阪高等裁判所、1994年10月28日判決、判例時報1513号71頁、87頁、日本国際私法集38号L. 118 (1995)。

<sup>52</sup> 判例時報1674号123頁

- 広島高等裁判所、平成11年4月28日判決：裁判所は、自由権規約委員会の一般的意見及び類似の成果物が、ウィーン条約法条約第32条に従いICCPRの解釈における「補足的手段」であることを認め、ICCPR第25条の解釈において一般的意見第25号を参照した。
- 東京地方裁判所、令和7年6月17日判決：裁判所は、「一般的意見35号を含む同委員会（引用者注：自由権規約委員会）の一般的意見の内容は、解釈の補足的手段（条約法条約32条）として斟酌すべきものと解される。」と判示した。

日本の裁判所は、条約機関のその他の成果物（選択議定書に基づく見解や最終見解など）についても、条約解釈に関連するものと判断している（ただし影響度は異なる）：

- 高松高裁平成9年11月25日判決<sup>53</sup>：裁判所は、一般的な法的解釈の関連性を論じるにあたり、モラエル対フランス事件における自由権規約委員会の見解を参照した。原則、欧州人権条約の概念、その他の拘束力のない文書をICCPRの解釈に適用した。
- 最高裁平成15年3月28日判決<sup>54</sup>：1998年に採択された最終見解において、自由権規約委員会は、非嫡出子が嫡出子の半分の相続分しか受け取れないと定める民法第900条第4号ただし書前段の改正を勧告した。2003年3月28日に下された二つの判決において、日本最高裁判所は民法第900条第4号ただし書前段が合憲であると判断した。しかし、複数の反対意見及び個別意見において、2名の最高裁判所判事は自由権規約委員会の最終見解に言及し、当該規定は違憲であると述べた。
- 最高裁平成25年9月4日判決<sup>55</sup>：裁判所は、相続法上の目的で婚外子と嫡出子を区別する民法第900条第4号ただし書前段を違憲と判断するにあたり、自由権規約委員会及び児童の権利委員会の勧告に言及した。裁判所は、非嫡出子を差別する民法第900条第4号ただし書前段について懸念を表明した自由権規約委員会及び児童の権利委員会の見解を引用し、これを考慮して規定を違憲であると判断した。

全体として、日本の判例は自由権規約委員会の一般的意見に対する慎重ながらも進展する関与を示している。裁判所はこれらの文書が法的拘束力を有しないとしつつも、複数の判決においてウィーン条約第32条に基づく解釈の補助的手段としての価値が認められている。

## 7. 結論

自由権規約委員会の一般的意見、国際人権法の下で重要な解釈的・説得的権威を有する。その影響力は、委員会の条約に基づく権限、専門性、制度的正当性、ならびに司法・国家実務において一貫して解釈指針として用いられているという実態に由来する。

国際法協会が指摘しているように、「条約機関が判断を下す法的規範は締約国にとって拘束力のある義務であり、したがって条約機関の判断は、締約国が自由権規約委員会の解釈や事実への適用に同意しないという理由で容易に無視できる単なる勧告以上のものとなる」<sup>56</sup>。

<sup>53</sup> 判例時報1653号117頁、120-121頁、日本国際法年報41巻87頁（1998年）。

<sup>54</sup> 集民209号347頁

<sup>55</sup> 民集67巻6号1320頁

<sup>56</sup> 国際法協会、[国連人権条約機関の判断の影響に関する最終報告書](#)、2004年、パラグラフ15。欧州民主主義法

少なくとも、条約の履行における誠実の原則（ウィーン条約法条約第26条に反映され、第31条(1)を通じて適用される）は、締約国に対し一般的意見の内容を適切に考慮することを要求する。ケラーとグローバーが強調するように、締約国は「一般的意見の内容を適切に考慮する義務を負う。なぜなら、それらは締約国によって条約の解釈、ならびにその遵守の監視と促進のために設立された機関の産物であるからである」<sup>57</sup>。

したがって、一般的意見は、締約国が誠実に無視できない権威ある法解釈の表明を構成する。ICCPRに基づく権利の尊重・保障義務を履行するにあたり、各締約国は委員会が示す解釈上の指針に適切な配慮を払わねばならない。

以上

---

委員会（ヴェネツィア委員会）、[国内法における国際人権条約の実施と裁判所の役割に関する報告書](#)、CDL-AD (2014)036、2014年12月8日、パラグラフ78。

<sup>57</sup>ケラーとグローヴァー129頁。